

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	<b>高 知 県</b> 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	<b>高 知 県</b> 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号

目 次	ペー ジ
条 例	
◎高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	5
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	10
◎高知県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例	10
◎高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例	12
◎高知県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例	14
◎高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	14
◎高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	16
◎高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	17
◎高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	20
◎高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	21
◎高知県女性相談支援センター設置条例及び高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	21
◎高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例	22
◎高知県土地利用審査会条例の一部を改正する条例	28
◎高知県水防協議会条例の一部を改正する条例	28
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	29
◎高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	43
◎高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例（2件）	43
◎公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	45
◎高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例	45
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例	46
◎警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	47

◎高知県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例 47

## 公布された条例のあらまし

## ◆高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（高知県条例第72号）

## 1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正等に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めることとした。

## 2 主要な内容

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等として、次に掲げる事項について定めること。

## (1) 指定居宅介護支援に関する基本方針並びに人員及び運営に関する基準

- ア 基本方針（第5条）
- イ 従業者の員数（第6条）
- ウ 管理者（第7条）
- エ 内容及び手続の説明及び同意（第8条）
- オ 提供拒否の禁止（第9条）
- カ サービス提供困難時の対応（第10条）
- キ 受給資格等の確認（第11条）
- ク 要介護認定の申請に係る援助（第12条）
- ケ 身分を証する書類の携行（第13条）
- コ 利用料等の受領（第14条）
- サ 保険給付の請求のための証明書の交付（第15条）
- シ 指定居宅介護支援の基本取扱方針（第16条）
- ス 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（第17条）
- セ 法定代理受領サービスに係る報告（第18条）
- ソ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付（第19条）
- タ 利用者に関する市町村への通知（第20条）
- チ 管理者の責務（第21条）
- ツ 運営規程（第22条）
- テ 勤務体制の確保等（第23条）
- ト 設備及び備品等の基準（第24条）
- ナ 従業者の健康管理（第25条）
- ニ 掲示（第26条）
- ヌ 秘密保持等（第27条）
- ネ 広告（第28条）
- ノ 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等（第29条）
- ハ 苦情への対応（第30条）
- ヒ 事故発生時の対応（第31条）
- フ 会計の区分（第32条）
- ヘ 記録の整備（第33条）
- ホ 暴力団の排除（第34条）

## (2) 基準該当居宅介護支援に関する基準（第35条）

## (3) 指定居宅介護支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準（第36条）

## 3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

## ◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第73号）

## 1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付け及び平成25年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、55歳を超える職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例（高知県条例第74号）

## 1 条例改正の目的

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正を考慮し、税外収入金及び工業用水の使用料に係る延滞金の割合の特例について必要な改正をするとともに、国が定めた介護福祉士等修学資金の貸付制度が変更されたことを考慮し、修学資金に係る延滞利子の割合の特例を新たに設けることとし、併せて医師養成奨学貸付金等に係る延滞金等についても延滞金等の割合の特例を新たに設けることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。

## ◆高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例（高知県条例第75号）

## 1 条例改正の目的

県として特に医師不足の状況が深刻な産婦人科又は小児科に従事する医師の確保を促進するため、県内指定医療機関の拡充等による貸付金の償還の免除要件の見直し等をするとともに、借受者の状況に配慮して貸付金の償還利息の利率を軽減することができるよう必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。

## ◆高知県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第76号）

## 1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、高知県介護保険審査会において要介護認定及び要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の委員の定数に関する規定の追加等を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第77号）

## 1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立歴史民俗資料館の利用料金並びに観覧料及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第78号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立坂本龍馬記念館の利用料金並びに入館料及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第79号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立美術館の利用料金並びに観覧料、入場料及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第80号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立文学館の利用料金並びに観覧料及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第81号）

1 条例改正の目的

旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正により旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合に当該旅券の記載事項を訂正する制度が廃止されること等に伴い、一般旅券の記載事項の訂正に関する事務に係る手数料を廃止する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県女性相談支援センター設置条例及び高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第82号）

1 条例改正の目的

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、関係条例について引用規定の整理等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年1月3日から施行することとした。

◆高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例（高知県条例第83号）

1 条例改正の目的

環境影響評価法（平成9年法律第81号）が一部改正されたことを考慮し、規模が大きく環境に影響を及ぼす程度が著しいものとなるおそれがある事業について事業者が行う環境影響評価の手続として、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書並びにその要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととするともに、環境影響評価方法書の縦覧期間内に、その記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県土地利用審査会条例の一部を改正する条例（高知県条例第84号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の一部改正に伴い、高知県土地利用審査会の委員の定数に関する規定の追加等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県水防協議会条例の一部を改正する条例（高知県条例第85号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による水防法（昭和24年法律第193号）の一部改正に伴い、高知県水防協議会の委員の定数に関する規定の追加等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第86号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、県が設置する都市公園の利用料金並びに使用料、占用料、広告出展料及び利用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第87号）

1 条例改正の目的

高知県立あき総合病院の一般病棟の供用開始に伴い、同病院の病床数を変更することとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年3月30日から施行することとした。

◆高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第88号）

1 条例改正の目的

高知県立あき総合病院の一般病棟の供用開始により、病室が新たなものとなることに

に伴い、同病院の病室使用料の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年3月30日から施行することとした。

◆高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第89号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、病院事業に関して徴収する文書料及び病室使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第90号）

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付け及び平成25年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、55歳を超える公立学校職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第91号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部改正等に伴い、高知県社会教育委員の委嘱の基準に関する規定の追加等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第92号）

1 条例改正の目的

警察署再編計画に基づき、新たに高知県高知東警察署を高知市大津に設置し、高知県本山警察署と統合するとともに、高知県土佐警察署について高知県の警察署との統合に伴う管轄区域の変更をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第93号）

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付け及び平成25年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、55歳を超える警察職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆高知県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（高知県条例第94号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関

する法律（平成25年法律第44号）の施行による刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の一部改正等に伴い、高知県留置施設視察委員会の委員の任期に関する規定の追加等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

-----  
 条 例  
 -----

高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第72号**

**高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例**

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
  - 第1節 基本方針（第5条）
  - 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
  - 第3節 運営に関する基準（第8条－第34条）
  - 第4節 基準該当居宅介護支援に関する基準（第35条）
- 第3章 指定居宅介護支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準（第36条）
- 第4章 雑則（第37条）

附則

**第1章 総則**

（趣旨）

**第1条** この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

**第3条** 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1） 法第47条第1項第1号の条例で定める基準該当居宅介護支援に関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第35条において読み替えて準用する第6条及び第7条の規定による基準
- （2） 法第47条第1項第1号の条例で定める基準該当居宅介護支援に関する基準に関し、同条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第35条において読み替えて準用する第8条第1項及び第2項、第9条、第17条第7号、第9号から第11号まで、第13号及び第15号、第27条並びに第31条の規定による基準
- （3） 法第81条第1項の条例で定める指定居宅介護支援に従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第6条及び第7条の規定による基準
- （4） 法第81条第2項の条例で定める指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に関

し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第8条第1項及び第2項、第9条、第17条第7号、第9号から第11号まで、第13号、第15号及び第25号、第27条並びに第31条の規定による基準

（5） 法第47条第1項第1号の条例で定める基準該当居宅介護支援に関する基準又は法第81条第1項の条例で定める指定居宅介護支援に従事する従業者に関する基準若しくは同条第2項の条例で定める指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に関し、法第47条第2項各号及び第81条第3項各号に掲げる事項以外の事項について、法第47条第2項又は第81条第3項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの（指定居宅介護支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準）

**第4条** 法第79条第3項（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準に従い法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める指定居宅介護支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準は、第3章に定めるとおりとする。

**第2章 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準**

**第1節 基本方針**

（基本方針）

**第5条** 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

**第2節 人員に関する基準**

（従業者の員数）

**第6条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。（管理者）

**第7条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項の管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲

げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

### 第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

**第8条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、居宅サービス計画が第5条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合においては、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 4 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第3項第1号の電子情報処理組織とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定に基づき第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

- 7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

**第9条** 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第10条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

**第11条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

**第12条** 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

**第13条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

**第14条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と居宅介護サービス計画費の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

**第15条** 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証

明書を当該利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

**第16条** 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自ら、その提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

**第17条** 指定居宅介護支援の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に定めるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならないこと。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。
- (7) 介護支援専門員は、前号の規定による解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行わなければならないこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならないこと。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならないこと。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者（前号の居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者をいう。以下この条において同じ。）と共有するとともに、当該居宅サービス計

画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、第8号の居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないこと。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、前号の規定による実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。
  - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
  - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
  - ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
  - イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号の規定による居宅サービス計画の変更について準用すること。
- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望するときは、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行することができるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要があると認める場合は、当該利用者の同意を得て、主治の医師又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならないこと。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限り、これを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重して、これを行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要があると認められるときを除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないこと。

(21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要があるときは、その理由を当該居宅サービス計画に記載しなければならないこと。

(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。

(23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定に基づく指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、利用者による趣旨（同項の規定に基づく指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができるものであることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならないこと。

(24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の36の規定に基づき指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務を適正に実施することができるよう配慮しなければならないこと。  
（法定代理受領サービスに係る報告）

**第18条** 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定に基づき同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

**第19条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

**第20条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなけれ

ばならない。

(1) 正当な理由がなく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

**第21条** 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に第8条から前条まで及び次条から第33条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

**第22条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第26条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

**第23条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対して適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等の基準）

**第24条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

**第25条** 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

**第26条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

**第27条** 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。



2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（広告）

**第28条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等）

**第29条** 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情への対応）

**第30条** 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対して必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、その提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

**第31条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

**第32条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

**第33条** 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）第17条第12号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

（2）個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第17条第7号の規定によるアセスメントの結果の記録

ウ 第17条第9号の規定によるサービス担当者会議等の記録

エ 第17条第13号の規定によるモニタリングの結果の記録

（3）第20条の規定による市町村への通知に係る記録

（4）第30条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

（5）第31条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

（暴力団の排除）

**第34条** 指定居宅介護支援事業所の管理者その他当該指定居宅介護支援事業所の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「管理者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 指定居宅介護支援事業所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

**第4節 基準該当居宅介護支援に関する基準**

（準用）

**第35条** 前3節（第17条第25号並びに第30条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第5条第3項及び第6条第1項を除く。）中「指定居宅介護支援の」とあるのは「基準該当居宅介護支援の」と、「指定居宅介護支援事業者」とあるのは「基準該当居宅介護支援事業者」と、「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「基準該当居宅介護支援事業所」

と、「指定居宅介護支援を」とあるのは「基準該当居宅介護支援を」と、「指定居宅介護支援に」とあるのは「基準該当居宅介護支援に」と、第5条第3項中「指定居宅介護支援事業者」とあるのは「基準該当居宅介護支援の事業者を行う者（以下「基準該当居宅介護支援事業者」という。）」と、「指定居宅介護支援の」とあるのは「基準該当居宅介護支援の」と、第6条第1項中「指定居宅介護支援事業者」とあるのは「基準該当居宅介護支援事業者」と、「当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護支援事業所」という。）」と、「指定居宅介護支援の」とあるのは「基準該当居宅介護支援の」と、「次条第2項」とあるのは「第35条において準用する次条第2項」と、第8条第1項中「第22条」とあるのは「第35条において読み替えて準用する第22条」と、同条第2項中「第5条」とあるのは「第35条において読み替えて準用する第5条」と、第14条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と、第15条中「前条第1項」とあるのは「第35条において読み替えて準用する前条第1項」と、「指定居宅介護支援提供証明書」とあるのは「サービス提供証明書」と、第16条第1項中「指定居宅介護支援は」とあるのは「基準該当居宅介護支援は」と、第17条中「第5条」とあるのは「第35条において読み替えて準用する第5条」と、「前条」とあるのは「第35条において読み替えて準用する前条」と、第21条第2項中「第8条から前条まで及び次条から第33条まで」とあるのは「第35条において読み替えて準用する第8条から前条まで及び次条から第33条まで（第17条第25号並びに第30条第6項及び第7項を除く。）」と、第22条中「第26条」とあるのは「第35条において読み替えて準用する第26条」と、第30条第1項中「指定居宅介護支援又は」とあるのは「基準該当居宅介護支援又は」と、「指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）」とあるのは「指定居宅サービス等」と、第33条第2項第1号中「第17条第12号」とあるのは「第35条において準用する第17条第12号」と、同項第2号中「第17条第7号」とあるのは「第35条において準用する第17条第7号」と、「第17条第9号」とあるのは「第35条において準用する第17条第9号」と、「第17条第13号」とあるのは「第35条において準用する第17条第13号」と、同項第3号中「第20条」とあるのは「第35条において読み替えて準用する第20条」と、同項第4号中「第30条第1項」とあるのは「第35条において読み替えて準用する第30条第1項」と、同項第5号中「第31条第1項」とあるのは「第35条において読み替えて準用する第31条第1項」と読み替えるものとする。

**第3章 指定居宅介護支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準**  
（指定居宅介護支援事業者の指定等に係る申請者）

**第36条** 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条項で定める者は、法人である者とする。

2 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。

**第4章 雑則**  
（委任）

**第37条** この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**  
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）

2 第33条第2項（第35条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、その完結の日がこの条例の施行の日以後である記録について適用し、その完結の日が同日以前である記録について同項の規定を適用する場合においては、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とする。



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第73号

##### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

**第1条** 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「職員を」を「職員（55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

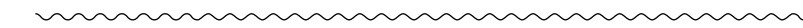
（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第2条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第95号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「相当する」を「相当する額から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあってはその差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、同年4月1日以降にあっては5,000円に平成26年4月1日から給料を支給する日までの期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、当該端数を1年とする。）に相当する数を乗じて得た額（当該額がその差額に相当する額を超えるときは、当該差額に相当する額とする。）をそれぞれ減じた」に改める。

##### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



高知県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第74号

##### 高知県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

（高知県税外収入金の延滞金徴収条例の一部改正）

**第1条** 高知県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「について」を「に関し」に改める。

第2条の見出し中「徴収等」を「徴収」に改め、同条第1項中「法」を「地方自治法」に、「以下」を「以下この項において」に、「相当する」を「相当する額の」に改め、同条第2項及び第3項中「、又はその」を「又は」に改める。

付則第4項中「延滞金の」を「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、付則第5項中「場合における」を「場合において、」に改め、「において、その計算」を削り、「端数が」を「端数を」に、「これを」を「当該端数を」に改める。

（高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部改正）

**第2条** 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例（昭和37年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「すべての」を「全ての」に改め、同項第2号中「おう盛で」を「旺盛で」に改め、同条第2項中「すべての」を「全ての」に改める。

第10条第1項中「相当する」を「相当する額の」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（延滞利子の割合の特例）

2 当分の間、第10条第1項に規定する延滞利子の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

（高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部改正）

**第3条** 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（平成19年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「相当する」を「相当する額の」に改める。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

5 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加

算した割合とする。

（高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部改正）

**第4条** 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例（平成20年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「相当する」を「相当する額の」に改める。

附則第5項を次のように改める。

（延滞利子の割合の特例）

5 当分の間、第10条第1項に規定する延滞利子の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

（高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正）

**第5条** 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「全ての」を削る。

第11条第1項中「相当する」を「相当する額の」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（延滞利子の割合の特例）

2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞利子の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

（高知県獣医師修学資金貸与条例の一部改正）

**第6条** 高知県獣医師修学資金貸与条例（平成4年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる全ての」に改め、同項第2号中「おう盛で」を「旺盛で」に改め、同項第4号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「、前項各号に掲げる全ての」に、「選考のうえ」を「選考の上」に改める。

第3条第2項ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第6条第1項第1号中「第2条第1項に規定する」を「第2条第1項各号に掲げる」に改める。

第8条第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第9条第1項第1号及び第2号中「に規定する」を「の規定に該当する」に改め、同条第2項中「に規定する場合」を「の規定に該当する場合」に改める。

第10条第1項中「正当な理由なく」を「正当な理由がなく」に、「修学資金等の額につき」を「当該返還をすべき修学資金等の額に対して」に、「で計算した」を「を乗じて得た額に相当する額の」に改め、同条第2項中「延滞利息の計算については」を「規

定により延滞利息を計算する場合においては」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（延滞利息の割合の特例）

2 当分の間、第10条第1項に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

（高知県工業用水道条例の一部改正）

**第7条** 高知県工業用水道条例（昭和41年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「相当する」を「相当する額の」に改め、同条第2項中「その未納金」を「未納金」に改め、同条第3項中「その延滞金」を「延滞金」に改める。

付則第2項中「延滞金の」を「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、付則第3項中「場合における」を「場合において、」に改め、「において、その計算」を削り、「端数が」を「端数を」に、「これを」を「当該端数を」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の高知県税外収入金の延滞金徴収条例付則第4項、第2条の規定による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例付則第2項、第3条の規定による改正後の高知県医師養成奨学金貸付金等貸与条例附則第5項、第4条の規定による改正後の高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例附則第5項、第5条の規定による改正後の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例附則第2項、第6条の規定による改正後の高知県獣医師修学資金貸与条例附則第2項及び第7条の規定による改正後の高知県工業用水道条例付則第2項の規定は、延滞金、延滞利子及び延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第75号**

**高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例**

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（平成19年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、知事が別に定めるもの」を「知事が別に定めるもの及び医師不足の解消のため医師を充足する必要があると認められる特定診療科目であって知事が別に定めるものを有する医療機関の当該特定診療科」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5）特定科目県内医療機関 医師不足の解消のため医師を充足する必要があると認められる特定診療科目であって知事が別に定めるものを有する県内の医療機関の当該特定診療科のうち、県内指定医療機関以外のものをいう。

第3条第1項中「すべての」を「全ての」に改め、同項第2号中「おう盛で」を「旺盛で」に改め、同条第2項中「すべての」を「全ての」に改め、同項第2号中「おう盛で」を「旺盛で」に改め、同条第3項中「すべての」を「全ての」に改め、同項第2号中「おう盛で」を「旺盛で」に改め、同条第4項中「すべての」を「全ての」に改める。

第8条第3項中「年10.0パーセントの」を「年10.0パーセント以内で知事が定める」に改める。

第9条第1項第1号オ、カ及びキ、同項第2号イ、エ、オ及びカ並びに同項第3号イ及びウ中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関、特定科目県内医療機関」に改め、同条第3項第1号ア中「として」を「として特定科目県内医療機関及び」に改め、同号イ中「県内指定支援医療機関において医師の業務（）」を「特定科目県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務（）」に、「又は」を「又は特定科目県内医療機関若しくは」に改め、同号ウ中「県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間とを通算した期間が6年を超えたとき。」を「特定科目県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間とを通算した期間が6年を超えたとき。」に、「県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間とを通算した期間が6年を超えたとき又は」を「特定科目県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間とを通算した期間が6年を超えたとき又は特定科目県内医療機関若しくは」に改め、同号エ中「県内指定支援医療機関」を「特定科目県内医療機関又は県内指定支援医療機関」に改め、同号ウ、エ及びオ中「県内指定支援医療機関」を「特定科目県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関」に改め、同項第3号イ及びウ中「県内指定支援医療機関」を「特定科目県内医療機関又は県内指定支援医療機関」に改める。

第10条第1項第1号ア中「、当該特定科目後臨床研修の課程として県内指定医療機関」を「、当該特定科目後臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関」に、「及び(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、(ウ)を(エ)とし、同号ア(イ)中「の医療機関」を「の医療機関（特定科目県内医療機関である県内指定支援医療機関の特

定診療科を含む。）」に改め、同(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあつては1年、3年以上4年未満の借受者にあつては1年6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては2年、5年以上6年未満の借受者にあつては2年6箇月、6年以上の借受者にあつては3年を限度とする。

第10条第1項第1号イ中「又は県内指定支援医療機関」を「、特定科目県内医療機関又は県内指定支援医療機関」に、「及び(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、(ウ)を(エ)とし、同号イ(イ)中「の医療機関」を「の医療機関（特定科目県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科を含む。）」に、「エの(イ)」を「エの(ウ)」に、「従事した期間」を「従事した期間（特定科目県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科において医師の業務に従事した期間を除く。エの(ウ)において同じ。）」に改め、同(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特定科目県内医療機関において医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあつては1年、3年以上4年未満の借受者にあつては1年6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては2年、5年以上6年未満の借受者にあつては2年6箇月、6年以上の借受者にあつては3年を限度とする。

第10条第1項第1号ウ中「又は県内指定支援医療機関」を「、特定科目県内医療機関又は県内指定支援医療機関」に、「及び(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)中「期間(」を「期間（特定科目県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科において医師の業務に従事した期間を除き、」に改め、同(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 特定科目県内医療機関において医師の業務に従事した期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあつては1年、3年以上4年未満の借受者にあつては1年6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては2年、5年以上6年未満の借受者にあつては2年6箇月、6年以上の借受者にあつては3年を限度とする。

第10条第1項第1号エ中「又は県内指定支援医療機関」を「、特定科目県内医療機関又は県内指定支援医療機関」に、「及び(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 特定科目県内医療機関において医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあつては1年、3年以上4年未満の借受者にあつては1年6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては2年、5年以上6年未満の借受者にあつては2年6箇月、6年以上の借受者にあつては3年を限度とする。

第10条第1項第2号ア中「又は県内指定支援医療機関」を「、特定科目県内医療機関又は県内指定支援医療機関」に、「県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間」を「次に掲げる期間を合計した期間（初期臨床研修特別貸付金を貸与

した期間（初期臨床研修特別貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。）が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間）」に改め、「（初期臨床研修特別貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同アに次のように加える。

(ア) 県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間

(イ) 特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間。ただし、当該期間は、1年を限度とする。

第10条第1項第2号イ中「当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間」を「次に掲げる期間を合計した期間（初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間）」に改め、同イに次のように加える。

(ア) 当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間

(イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、1年を限度とする。

第10条第1項第2号ウ中「又は」を「、特定科目県内医療機関又は」に、「当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間」を「次に掲げる期間を合計した期間（初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間）」に改め、同ウに次のように加える。

(ア) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間

(イ) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、1年を限度とする。

第10条第1項第2号エ中「又は」を「、特定科目県内医療機関又は」に、「当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間」を「次に掲げる期間を合計した期間（初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間）」に改め、同エに次のように加える。

(ア) 当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間

(イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、1年を限度とする。

第10条第1項第2号オ中「又は」を「、特定科目県内医療機関又は」に、「県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間」を「次に掲げる期間を合計した期間（初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間）」に改め、同オに次のように加える。

(ア) 県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間

(イ) 特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、1年を限度とする。

第10条第1項第3号ア中「貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間」を「次に掲げる期間を合計した期間（特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間（特定科目後期臨床研修奨励貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。）が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間）」に改め、「（特定科目後期臨床研修奨励貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同アに次のように加える。

(ア) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間

(イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあつては1年、2年以上の借受者にあつては1年6箇月を限度とする。

第10条第1項第3号イ中「又は県内指定支援医療機関」を「、特定科目県内医療機関又は県内指定支援医療機関」に、「合計した期間」を「合計した期間（特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間）」に改め、同号イ(ア)中「受けた期間」を「受けた期間と県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあつては1年、2年以上の借受者にあつては1年6箇月を限度とする。

第10条第1項第3号ウ中「又は県内指定支援医療機関」を「、特定科目県内医療機関又は県内指定支援医療機関」に、「合計した期間」を「合計した期間（特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間）」に改め、同号ウ(ア)中「受けた期間」を「受けた期間と県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間」に改め、同号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特定科目県内医療機関にお

いて指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあつては1年、2年以上の借受者にあつては1年6箇月を限度とする。

第10条第2項中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関、特定科目県内医療機関」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（同項において「施行日」という。）において現に貸付金を償還している者については、適用しない。

3 新条例の規定は、施行日以後に受ける特定科目後期臨床研修及び従事する医師の業務並びに当該期間の算定について適用し、施行日前に受けた特定科目後期臨床研修及び従事した医師の業務並びに当該期間の算定については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第76号

##### 高知県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

高知県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例（平成11年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

##### 高知県介護保険審査会条例

第1条中「」の規定に基づき、「」を「。以下「法」という。）第184条の規定に基づき設置する」に、「定数等」を「定数等保険審査会」に改める。

第2条の見出しを「（公益を代表する委員の定数）」に改め、同条中「保険審査会の」を「法第185条第1項第3号の条例で定める」に、「15人以内」を「6人」に改める。

第3条中「法令及びこの条例」を「法」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（合議体の委員の定数）

**第3条** 法第189条第3項の条例で定める合議体を構成する委員の定数は、3人とする。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第77号

## 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「適当と」を「適当であると」に改める。

第5条第1項中「AVホール」を「多目的ホール」に、「次項第5号において」を「以下」に、「同項」を「次項」に改める。

第9条中「いう。）を」を「いう。）（利用料金の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、利用料金の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）を」に改める。

第11条第1項中「の基準額に」を「の基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める通常の展示に係る1人1回当たりの基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額（当該額が100円未満となる場合にあっては、1円未満の端数を切り捨てた額）。以下この項において「税込み基準額」という。）に」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改め、同項ただし書中「団体の」を「団体である」に改める。

第14条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に、「使用料」を「使用料（使用料の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）」に改め、同条第2項中「の基準額」を「の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改め、「とし、同表備考1の規定の適用については、同表備考1中「利用料金」とあるのは「観覧料」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て」とあるのは「知事が」を削り、同条第3項中「の基準額」を「の基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額（当該額が100円未満となる場合にあっては、1円未満の端数を切り捨てた額）。以下この項において「税込み基準額」という。）に」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改め、「とし、別表第2備考及び別表第3備考の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」を削る。

第18条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第19条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第20条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第22条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第24条中「施設」を「資料館の施設」に改める。

第25条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表第1（第11条、第14条関係）

区分	通常の展示に係る1人1回当たりの基準額
18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）	430円

備考 20人以上の団体である場合の通常の展示に係る1人1回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

## 別表第2（第11条、第14条関係）

区分	基準額			
	基本利用料金			時間外利用料金（1時間につき）
	午前	午後	全日	
企画展示室	—	—	22,360円	2,790円
多目的ホール	5,360円	8,930円	14,280円	1,790円
山村民家	1,380円	1,840円	3,210円	460円

備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前9時から午後5時までの間をいう。  
 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。  
 3 準備、後始末等のために利用施設を利用する場合の基準額は、この表に規定する利用施設の区分に対応する基準額に0.5を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。  
 4 利用施設の利用において附属設備を使用する場合の当該附属設備に係る基準額は、規則で定める。

## 別表第3（第11条、第14条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
業として行う写真の撮影	撮影者1人	1日につき860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき1,720円
資料館の設置の目的に関連する催物の開催	許可面積1平方メートル	1日につき20円

資料等の撮影、複写、模写、模造等（営利を目的とするものに限る。）	1点	4,910円
----------------------------------	----	--------

- 備考 1 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 2 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第78号

#### 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「適当と」を「適当であると」に改める。

第10条第1項中「基準額及び」を「通常の展示に係る1人1回当たりの基準額及び」に、「の基準額」を「の基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める通常の展示に係る1人1回当たりの基準額及び別表第2に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改め、同項ただし書中「団体の」を「団体である」に改める。

第13条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「定める基準額」を「定める通常の展示に係る1人1回当たりの基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改め、「とし、同表備考1の規定の適用については、同表備考1中「利用料金」とあるのは「入館料」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て」とあるのは「知事が」を削り、同条第3項中「の基準額」を「の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改める。

第17条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第18条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第19条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第21条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第23条中「施設」を「記念館の施設」に改める。

第24条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表を次のように改める。



## 別表第1（第10条、第13条関係）

| 区分                             | 通常の展示に係る1人1回当たりの基準額 |
|--------------------------------|---------------------|
| 18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。） | 390円                |

備考 20人以上の団体である場合の通常の展示に係る1人1回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

## 別表第2（第10条、第13条関係）

| 区分                              | 計算単位  | 計算単位当たりの基準額  |
|---------------------------------|-------|--------------|
| 資料の撮影、複写、模写、模造等（営利を目的とするものに限る。） | 1点    | 4,910円       |
| 業として行う写真の撮影                     | 撮影者1人 | 1日につき860円    |
| 業として行う映画の撮影                     | 撮影機1台 | 1時間につき1,720円 |

備考 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第79号

## 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第3条第2項ただし書中「適当と」を「適当であると」に改める。

第6条第1項中「次項第5号において」を「以下」に改める。

第12条第1項中「及び別表第2」を「に定める基準額、別表第2」に、「並びに」を「及び」に、「の基準額」を「の基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改め、同項ただし書中「団体の」を「団体である」に改める。

第15条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「定める基準額」を「定める基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改め、「とし、同表備考1の規定の適用については、同表備考1中「利用料金」とあるのは「観覧料」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て」とあるのは「知事が」を削り、同条第4項中「の基準額」を「の基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に、「別表第2の1の表備考、2の(1)の表備考、2の(2)の表備考及び2の(3)の表備考1」を「別表第2の1の表備考1、同表の2の(1)の表備考3及び同表の2の(2)の表備考1」に改める。

第19条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第20条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第21条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第23条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第25条中「施設」を「美術館の施設」に改める。

第26条中「個人情報を」を「、個人情報を」に改める。  
別表を次のように改める。

別表第1（第12条、第15条関係）

区分	基準額		
	1人1回につき	1人年額	
	常設展	常設展	企画展
大学の学生その他これに準ずる者	240円	2,390円	
上記以外の18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）	340円		

備考 20人以上の団体である場合の常設展に係る1人1回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する常設展に係る1人1回当たりの基準額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

別表第2（第12条、第15条関係）

## 1 県民ギャラリー等に係る基準額

区分	基準額	
	基本利用料金（午前9時から午後5時まで）	時間外利用料金（1時間につき）
県民ギャラリー	20,220円	2,530円
企画展示室（1）	50,580円	6,320円
企画展示室（2）	50,580円	6,320円
会議室	3,440円	430円
講義室	3,360円	420円
創作室（1）・（2）	5,440円	680円
創作室（3）	3,360円	420円
中庭	17,360円	2,170円

備考 1 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の夜間（午後5時

から翌日の午前9時までの間をいう。)の時間は、含まないものとする。  
 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

2 ホール等に係る基準額

(1) 基本利用料金

区分		基準額			
		午前	午後	夜間	全日
ホール	平日	8,530円	11,740円	16,010円	36,270円
	土・日・休日	10,670円	13,860円	19,200円	43,730円
リハーサル室		750円	950円	1,270円	2,960円
楽屋		1,480円	2,030円	2,770円	6,270円

備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは午後1時から午後5時までの間を、「夜間」とは午後6時から午後10時までの間を、「全日」とは午前9時から午後10時までの間をいう。  
 2 この表において、「土・日・休日」とは土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を、「平日」とは土・日・休日以外の日をいう。  
 3 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。  
 4 午前から午後へ又は午後から夜間へ引き続き利用施設を利用する場合の基準額は、この表に規定するそれぞれの基準額の合計額とする。

(2) 時間外利用料金

時間外の利用時間1時間につき、(1)の表の当該利用の区分に係る夜間の基準額に0.25を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）を基準額とする。

備考 1 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後10時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。  
 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

(3) 専ら練習又は準備のために利用する場合のホールに係る基準額

(1)の表の当該利用の区分に係る基本利用料金の基準額と(2)の表の当該利用の区分に係る時間外利用料金の基準額との合計額に0.7を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）

3 附属設備に係る基準額

規則で定める額

別表第3（第12条、第15条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
業として行う写真の撮影	撮影者1人	1日につき860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき1,720円
美術品等の撮影、複写、模写、模造等（営利を目的とするものに限る。）	1点	4,910円

備考 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第80号**

**高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「知事」を「、知事」に改め、同条第2項ただし書中「相当と」を「相当であると」に改める。

第6条第1項中「次項第5号において」を「以下」に、「同項」を「次項」に改める。

第12条第1項中「の基準額に」を「の基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める通常の展示に係る1人1回当たりの基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改め、同項ただし書中「団体の」を「団体である」に改める。

第15条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「の基準額」を「の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に改め、「とし、同表備考1の規定の適用については、同表備考1中「利用料金」とあるのは「観覧料」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て」とあるのは「知事が」を削り、同条第3項中「の基準額」を「の基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に、「別表第2備考」を「別表第2備考2」に、「同表備考」を「同表備考2」に改める。

第19条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第20条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第21条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第23条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第25条中「施設」を「文学館の施設」に改める。

第26条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表を次のように改める。

**別表第1（第12条、第15条関係）**

区分	通常の展示に係る1人1回当たりの基準額
18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）	340円

備考 20人以上の団体である場合の通常の展示に係る1人1回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

**別表第2（第12条、第15条関係）**

1 企画展示室に係る基準額

区分	基準額	
	基本利用料金（午前9時から午後5時まで）	時間外利用料金（1時間につき）
企画展示室	21,570円	2,700円

2 ホール及び茶室に係る基準額

区分		基準額			
		基本利用料金			時間外利用料金（1時間につき）
		午前	午後	全日	
ホール	全室	4,360円	7,270円	11,620円	1,450円
	半室	2,180円	3,640円	5,810円	730円
茶室		1,240円	2,090円	3,330円	410円

備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前9時から午後5時までの間をいう。

2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の夜間（午後5時から翌日の午前9時までの間をいう。）の時間は、含まないものとする。

3 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるときは又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

- 4 利用施設の利用において附属設備を使用する場合の当該附属設備に係る基準額は、規則で定める。

別表第3（第12条、第15条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
業として行う写真の撮影	撮影者1人	1日につき860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき1,720円
文学資料等の撮影、複写、模写、模造等 （営利を目的とするものに限る。）	1点	4,910円

備考 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第81号

## 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県旅券法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第1項第1号から第6号まで」を「同条第1項第1号から第5号まで」に、「について」を「に関し」に改める。

第2条第1号中「第20条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する」を「第20条第1項第1号から第3号までに掲げる」に改め、同条第2号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「第20条第1項第6号に規定する」を「第20条第1項第5号に掲げる」に改め、同号を同条第3号とする。

## 附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の高知県旅券法関係手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

高知県女性相談支援センター設置条例及び高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第82号

## 高知県女性相談支援センター設置条例及び高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（高知県女性相談支援センター設置条例の一部改正）

第1条 高知県女性相談支援センター設置条例（昭和32年高知県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第7号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で」に改める。

## 附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第83号

## 高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例

高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第4条第3項に規定する」を「第4条第3項各号の」に、「次項及び第43条において」を「以下」に改め、同条第3項中「第一種事業」を「第一種事業（法第2条第2項に規定する第一種事業を含む。）」に、「必要と」を「必要であると」に、「以下」を「第5条において」に、「第5条第3項」を「同条第3項」に改め、同条第4項中「又は」を「及び」に、「において準用する」を「において読み替えて準用する」に改める。

第4条に見出しとして「（技術指針の策定等）」を付し、同条第4項中「知事は、」を「知事は、第1項又は前項の規定により」に、「高知県環境影響評価技術審査会」を「高知県環境影響評価技術審査会（第38条の規定により置かれる高知県環境影響評価技術審査会をいう。以下同じ。）」に改める。

第5条に見出しとして「（第二種事業に係る判定等）」を付し、同条第1項中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改め、同条第2項中「（以下この項から第4項まで及び第26条第1項において「届出」という。）」を削り、「に届出」を「に当該届出」に、「この条例」を「この条例」に改め、同条第3項中「これを」を「、これ」に、「届出の」を「第1項の規定による届出の」に、「届出に」を「当該届出に」に改め、同項各号中「届出」を「当該届出」に、「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条第4項中「届出をした」を「第1項の規定による届出をした」に、「届出」を「第1項の規定による届出」に改め、同条第5項中「において」を「において読み替えて」に改め、同条第6項中「受けることなく」を「受けることなく、」に、「届け出るものとする」を「届け出なければならない」に改め、同条第9項中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に改める。

第6条第1項第1号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改める。

第7条中「対し、方法書」を「対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）」に改める。

第8条第1項中「方法書」を「方法書及び要約書」に改め、同条第2項中「講じなければ」を「講ずるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（説明会の開催等）

**第8条の2** 事業者は、規則で定めるところにより、前条第1項の縦覧期間内に、第7条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、第7条に規定する地域を管轄する市町村長の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第1項中「前条第1項の」を「第8条第1項の規定による」に、「縦覧期間満了の」を「縦覧期間が満了する」に改める。

第11条第4項中「当該」を削る。

第12条中「前条第1項の」を「前条第1項の規定により」に、「これを」を「、これを」に、「第9条第1項の」を「第9条第1項の規定による」に改める。

第14条第1項第2号中「第9条第1項の」を「第9条第1項の規定による」に改め、同項第3号中「第11条第1項の」を「第11条第1項の規定による」に改め、同項第7号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改める。

第15条中「第11条第1項の」を「第11条第1項の規定による」に、「かんがみ第7条の」を「鑑み第7条に規定する」に改め、「及び第17条第4項」を削る。

第16条第1項中「準備書及び要約書の」を「準備書の」に改め、同条第2項中「及び要約書」を削り、「講じなければ」を「講ずるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第17条第1項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第8条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「第7条に規定する地域」とあるのは「第15条に規定する関係地域」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第17条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第17条第1項及び同条第2項において読み替えて準用する前3項」と読み替えるものとする。

第17条第3項から第5項までを削る。

第18条第1項中「第16条第1項の」を「第16条第1項の規定による」に、「縦覧期間満了の」を「縦覧期間が満了する」に改める。

第21条第3項中「公聴会の開催」を「第1項の公聴会」に改める。

第22条第1項中「第20条第1項の」を「第20条第1項の規定により」に、「これを」を「、これを」に、「第18条第1項の」を「第18条第1項の規定による」に、「当該各号」を「、それぞれ当該各号」に改め、同項第2号中「に該当する場合」を「に掲げるもの」に、「次条」を「並びに次条」に改め、同条第4項中「第2項の」を「第2項の規定による」に改め、同条第5項中「第1項第1号に」を「第1項第1号の規定に」に、「作成しなければ」を「、作成しなければ」に改め、同項第2号中「第18条第1項の」を「第18条第1項の規定による」に改め、同項第3号中「知事の意見及び第2項の」を「規定による」に改める。

第24条第1項中「評価書及び要約書の」を「評価書の」に改め、同条第2項中「及び要

約書」を削り、「講じなければ」を「講ずるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、評価書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第26条第2項中「同条第3項第1号中」を「同条第2項中「前項」とあるのは「第26条第1項」と、「この条」とあるのは「同条」と、同条第3項中「前項の」とあるのは「第26条第2項において読み替えて準用する前項の」と、「第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同項第1号中「この条」とあるのは「第26条」と、」に、「、「その他の手続」を「「その他の手続」に、「読み替える」を「、「前項」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する前項」と、同項第2号中「この条」とあるのは「第26条」と、「前項」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する前項」と読み替える」に改め、同条第3項及び第4項中「において」を「において読み替えて」に改める。

第29条第2項中「届け出るものとする」を「届け出なければならない」に改め、同条第4項及び第8項中「に規定する」を「の規定により」に改める。

第34条第2項中「並びに第27条第1項第3号及び第3項」を「、第27条第1項第3号及び第3項並びに第28条第4項及び第5項」に改める。

第35条中「に規定する」を「の規定により」に、「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第36条第2項中「次条第1項の」を「次条第1項に規定する」に改める。

第37条第1項中「第2条第1項の」を「第2条第1項に規定する」に、「以下この条」を「第3項」に、「第48条第1項の」を「第48条第1項に規定する」に改め、同条第2項中「から第6章まで」を「、第4章から第6章まで」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画（第37条第1項に規定する対象港湾計画をいう。以下同じ。）に定められる港湾開発等（第36条第1項に規定する港湾開発等をいう。以下同じ。）に係る港湾環境影響評価（同項に規定する港湾環境影響評価をいう。以下同じ。）
第4条第2項第1号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第12条	事業者は、前条第1項の規定により意見が述べられたときは、これを考慮するとともに、第9条第1項の規定による意見に配慮して第6条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え	港湾管理者（第37条第1項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）は
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾

		開発等に係る港湾環境影響評価
第13条	事業者	港湾管理者
	前条	第37条第2項において読み替えて準用する前条
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価
第14条第1項	事業者	港湾管理者
	前条	第37条第2項において読み替えて準用する前条
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価
	当該環境影響評価	当該港湾環境影響評価
	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第14条第1項第1号	第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項	港湾管理者の名称及び住所
第14条第1項第2号	第9条第1項の規定による意見の概要	対象港湾計画の目的及び内容
第14条第1項第3号	第11条第1項の規定による知事の意見	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況
第14条第1項第5号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第14条第1項第6号	環境影響評価の結果	港湾環境影響評価の結果
第14条第1項第6号ア	環境影響評価	港湾環境影響評価
	環境影響の	港湾環境影響（第36条第1項に規定する港湾環境影響をいう。以下同じ。）の
第14条第1項第6	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾

号エ		開発等		第18条第1項	第16条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第16条第1項
	環境影響	港湾環境影響			事業者	港湾管理者
第14条第1項第7号	環境影響評価	港湾環境影響評価		第19条	事業者	港湾管理者
第15条	事業者	港湾管理者		第20条第1項	前条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する前条第1項
	対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響			事業者	港湾管理者
	第9条第1項及び第11条第1項の規定による意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第7条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下	以下		第20条第4項	前条	第37条第2項において読み替えて準用する前条
	次条	第37条第2項において読み替えて準用する次条			事業者	港湾管理者
第16条第1項	前条	第37条第2項において読み替えて準用する前条		第20条第4項	次条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する次条第1項
	事業者	港湾管理者			前条	第37条第2項において読み替えて準用する前条
第16条第2項	事業者	港湾管理者		第21条第1項	前条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する前条第1項
第17条第1項	事業者	港湾管理者		第21条第2項	事業者	港湾管理者
	前条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する前条第1項		第22条第1項	事業者	港湾管理者
第17条第2項	事業者	港湾管理者			第20条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第20条第1項
	第15条	第37条第2項において読み替えて準用する第15条			第18条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第18条第1項
	第17条第2項	第37条第2項において読み替えて準用する第17条第2項		事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画	
第17条第1項	第17条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第17条第1項		第22条第1項第1号	第6条第1項第2号	第37条第2項において読み替えて準用する第14条第1項第2号
					事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
					同条	第37条第2項において読み替え



		て準用する第12条			
	環境影響評価	港湾環境影響評価			
第22条第1項第2号	第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号	第37条第2項において読み替えて準用する第14条第1項第1号又は第7号			
	次条	第37条第2項において読み替えて準用する次条			
	環境影響評価	港湾環境影響評価			
第22条第1項第3号	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等			
	環境影響評価	港湾環境影響評価			
第22条第2項及び第4項	事業者	港湾管理者			
第22条第5項	事業者	港湾管理者			
	環境影響評価を	港湾環境影響評価を			
	当該環境影響評価	当該港湾環境影響評価			
	環境影響評価の	港湾環境影響評価の			
	環境影響評価書	港湾環境影響評価書			
第22条第5項第1号	第14条第1項各号	第37条第2項において読み替えて準用する第14条第1項各号（第4号を除く。）			
第22条第5項第2号	第18条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第18条第1項			
第22条第5項第3号	第20条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第20条第1項			
第23条	事業者	港湾管理者			
	次条	第37条第2項において読み替えて準用する次条			
	第24条第1項	前条	第37条第2項において読み替えて準用する前条		
		事業者	港湾管理者		
	第24条第2項	事業者	港湾管理者		
第25条	事業者	港湾管理者			
	第8条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第16条第1項			
	前条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する前条第1項			
	第6条第1項第2号	第37条第2項において読み替えて準用する第14条第1項第2号			
	第22条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第22条第1項			
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画			
	事業に	港湾計画に定められる港湾開発等に			
	第6条から	第37条第2項において読み替えて準用する第12条から			
	環境影響評価	港湾環境影響評価			
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模			
第27条第1項	事業者	港湾管理者			
	第8条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第16条第1項			
	第24条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第24条第1項			
	方法書、準備書	準備書			

第27条第1項第1号	対象事業を実施しない	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしない
第27条第1項第2号	第6条第1項第2号	第37条第2項において読み替えて準用する第14条第1項第2号
	事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも	港湾計画が対象港湾計画に
第27条第2項	前項	第37条第2項において読み替えて準用する前項
第28条第1項	事業者	港湾管理者
	第24条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第24条第1項
	対象事業	対象港湾計画
	第22条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第22条第1項
	事業が	港湾計画が
	事業)を実施してはならない	港湾計画。以下この項において同じ。)の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしてはならない
第28条第2項	事業者	港湾管理者
	第24条第1項	第37条第2項において読み替えて準用する第24条第1項
	第6条第1項第2号	第37条第2項において読み替えて準用する第14条第1項第2号
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
第28条第3項	環境影響評価	港湾環境影響評価
	第1項の規定は	第37条第2項において読み替えて準用する第1項の規定は

	第24条第1項	同条第2項において読み替えて準用する第24条第1項
	第6条第1項第2号	第37条第2項において読み替えて準用する第14条第1項第2号
	当該事業を実施しよう	当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更をしよう
	前項	第37条第2項において読み替えて準用する前項
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	事業者	港湾管理者
	第1項中	第37条第2項において読み替えて準用する第1項中
第33条第1項	事業者	港湾管理者
	第14条第1項第6号ウ	第37条第2項において準用する第14条第1項第6号ウ
	事後調査を	第36条第2項に規定する港湾事後調査を
	事後調査報告書	港湾事後調査報告書
第33条第2項及び第3項	事後調査報告書	港湾事後調査報告書
	事業者	港湾管理者

第37条第3項中「において」を「において読み替えて」に改める。  
 第42条中「この章に定めるもののほか、」を削る。  
 第43条第1項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第2項	前項	法第4条第1項
	第二種事業	法第2条第3項に規定する第二種事業
	30日	規則で定める日数

	この条例 (この条	法 (法第4条
	環境影響評価等	環境影響評価
第21条第1項	前条第1項	法第20条第1項
	準備書	法第14条第1項に規定する準備書
第21条第2項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長
第32条	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	対象事業	同条第4項に規定する対象事業
	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長
第33条第1項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	評価書に記載された第14条第1項第6号ウに掲げる事項について事後調査	同条第4項に規定する対象事業の実施以後において、将来判明すべき環境の状況に応じて環境の保全のための措置を講ずる場合の当該環境の状況を把握するために行う調査
	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長
第33条第2項及び第3項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
次条第1項	知事は	知事は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の着手後において
	事業者	同条第5項に規定する事業者

次条第2項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	対象事業に	同条第4項に規定する対象事業に
	対象事業の	同項に規定する対象事業の
第45条第1項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第45条第1項第2号	方法書、準備書、評価書その他この条例	この条例
第45条第1項第4号	第33条第3項	第43条第1項において読み替えて準用する第33条第3項
第45条第1項第5号	前条第1項	第43条第1項において読み替えて準用する前条第1項
第45条第1項第6号	前条第2項	第43条第1項において読み替えて準用する前条第2項
第45条第2項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者

第43条第2項中「、法第48条第1項の」を「、法第48条第1項に規定する」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第21条第1項	前条第1項	法第48条第2項において読み替えて準用する法第20条第1項
	準備書	法第48条第2項において読み替えて準用する法第14条第1項に規定する準備書
第21条第2項	事業者	法第48条第1項に規定する港湾管理者
	関係市町村長	同条第2項において読み替えて準用する法第15条に規定する関係市町村長

第33条第1項	事業者	法第48条第1項に規定する港湾管理者
	評価書に記載された第14条第1項第6号ウに掲げる事項について事後調査	同項に規定する対象港湾計画の決定後又は変更後において、将来判明すべき環境の状況に応じて環境の保全のための措置を講ずる場合の当該環境の状況を把握するために行う調査
	事後調査報告書	港湾事後調査報告書
	関係市町村長	同条第2項において読み替えて準用する法第15条に規定する関係市町村長
第33条第2項及び第3項	事後調査報告書	港湾事後調査報告書
	事業者	法第48条第1項に規定する港湾管理者

第43条第4項中「法第20条第1項」を「第20条第1項」に、「において」を「において読み替えて」に改める。

第45条第1項第3号中「において」を「において読み替えて」に改める。

第49条中「又は」を「及び」に、「事業及び」を「事業並びに」に改める。

第50条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

別表2の項中「、堰」を「並びに堰」に、「第8条の」を「第8条に規定する」に改め、同表4の項中「空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項」を「空港法（昭和31年法律第80号）第2条」に、「又は」を「及び」に改め、同表5の項中「第38条」を「第38条第3項」に、「又は」を「及び」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この条例による改正後の高知県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第7条及び第8条、第16条第2項又は第24条第2項の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第6条第1項に規定する方法書（次項において「方法書」という。）、新条例第14条第1項に規定する準備書（次項において「準備書」という。）又は新条例第22条第5項に規定する評価書について適用する。
- 新条例第8条の2（新条例第17条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

高知県土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第84号**

**高知県土地利用審査会条例の一部を改正する条例**

高知県土地利用審査会条例（昭和49年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条の見出しを「（定数等）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員の定数は、7人とする。

第2条に次の1項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

第3条第1項中「これを」を削り、同条第2項中「審査会を代表し、会務を総理する」を「会務を総理し、審査会を代表する」に改め、同条第3項中「事故がある」を「事故があるとき又は会長が欠けた」に、「指名する」を「指名した」に改める。

第4条第1項中「審査会」を「審査会の会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第2項中「審査会」を「会議」に改め、同条第3項中「審査会」を「会議」に、「事故がある」を「事故があるとき又は会長が欠けた」に、「会議を開くこと」を「議事を開き、及び議決をすること」に改め、同条第4項中「審査会」を「会議」に、「出席委員」を「出席した委員」に改め、同条第5項中「法第12条の規定に基づく」を「国土利用計画法第12条第1項の規定による」に、「若しくは」を「及び当該規制区域の」に、「又は規制区域」を「並びに規制区域に係る区域」に、「をもって決する」を「で決するものとする」に改める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高知県水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第85号**

**高知県水防協議会条例の一部を改正する条例**

高知県水防協議会条例（昭和28年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。第3条第1項において「法」という。」を削り、「協議会に」を「協議会の組織及び運営に」に改める。

第2条第1項中「協議会を代表し、会務を総理する」を「会務を総理し、協議会を代表する」に改め、同条第2項中「会長の」を「会長が」に改める。

第3条の見出し中「任期等」を「定数等」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「知事において」を「知事は、」に、「前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ」を「委員を解任し」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「に対する補欠委員」を「が欠けた場合における補欠の委員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「法」を「水防法」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員の定数は、15人とする。

第4条中「会議」を「協議会の会議（次条において「会議」という。）」に改める。  
 第5条第1項中「協議会」を「会議」に、「2分の1以上の出席がなければ、会議を開くこと」を「過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすること」に改め、同条第2項中「協議会」を「会議」に、「出席委員」を「出席した委員」に改める。  
 第6条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「で定めるものを除くほか」を「に定めるもののほか」に、「について」を「に関し」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第86号

##### 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
 第3条第2項ただし書中「適当と」を「適当であると」に改める。  
 第10条第1項中「に掲げる」を「に定める」に改める。  
 第18条第1項中「別表第2に定める使用料」を「使用料（1件の許可に係る使用料の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、1件の許可に係る使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）」に、「別表第3に定める占用料」を「占用料（1件の許可に係る占用料の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、1件の許可に係る占用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。  
 2 前項の使用料の額は別表第2に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と、同項の占用料の額は別表第3に定める額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に同条第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第3に定める額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、同法第6条第1項の規定により非課税とされる場合の使用料又は占用料の額にあっては、それぞれ別表第2に定める額又は別表第3に定める額とする。  
 第19条第1項中「別表第4に定める広告出展料」を「広告出展料（1件の許可に係る広告出展料の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、1件の許可に係る広告出展料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。  
 2 前項の広告出展料の額は、別表第4に定める額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第4に定める額に加えて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

第20条第1項中「別表第5に定める」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。  
 2 前項の利用料の額は、別表第5に定める額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第5に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。  
 第21条中「に掲げる」を「に定める」に改める。  
 第24条第1項中「別表第5に定める」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「その広報に務めなければ」を「、その広報に努めなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。  
 2 前項の利用料金の上限額は、別表第5に定める利用料の額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第5に定める利用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。  
 第26条の2第2項中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改める。  
 第27条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第5号中「必要であると」を「必要があると」に改める。  
 第28条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。  
 第29条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。  
 第31条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。  
 第33条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。  
 第34条第1項中「施設」を「都市公園の施設」に改める。  
 第36条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。  
 第37条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。  
 別表第2から別表第5までを次のように改める。

## 別表第2（第18条関係）

## 1 公園管理者以外の者が法第2条第2項に規定する公園施設を設ける場合

公園施設の 種類	区分		計算単位	計算単位当 たりの使用料
便益施設	売店、飲 食店又は 宿泊施設	高知公園	使用面積 1 平方メートル	年額1,850円
		五台山公園	使用面積 1 平方メートル	年額1,400円
		種崎千松公園	使用面積 1 平方メートル	年額1,200円
		室戸広域公園	使用面積 1 平方メートル	年額1,050円
		安芸広域公園	使用面積 1 平方メートル	年額1,050円
		鏡野公園	使用面積 1 平方メートル	年額1,050円
		野市総合公園	使用面積 1 平方メートル	年額1,050円
		春野総合運動公園	使用面積 1 平方メートル	年額1,050円
		土佐西南大規模公園	使用面積 1 平方メートル	年額1,050円

## 2 県有公園施設を管理する場合

区分	計算単位	計算単位当 たりの基準額
五台山公園展望台	管理面積 1 平方メートル	年額1,440円
室戸広域公園売店	管理面積 1 平方メートル	年額1,440円
野市総合公園売店又は飲食店	管理面積 1 平方メートル	年額1,440円
春野総合運動公園売店、飲食店又は陸上競 技場内事務室	管理面積 1 平方メートル	年額1,440円
土佐西南大規模公園売店又は飲食店	管理面積 1 平方メートル	年額1,440円

備考 1 使用又は管理の面積で、1平方メートル未満であるもの又は1平方メートル未  
満の端数のあるものは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。

2 計算単位当たりの使用料を年額で定めたもので、使用若しくは管理の期間が1  
年未満のもの又は使用若しくは管理の期間に1年未満の端数のあるものは、月割  
計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法（明治29年法律第

89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数  
を1月として計算する。

別表第3（第18条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの占用料
鉄塔	1基	年額2,570円
木柱、鉄柱、コンクリート柱支柱又は支線柱	1本	年額1,260円
H柱	1本	年額1,940円
電線電話線	1メートル	年額60円
埋設諸管	1メートル	年額160円（直径が30センチメートルを超えるものにあつては、160円に30センチメートルを超える直径が30センチメートルを増すまでごとに140円を加算した額）
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートル	日額20円
公衆電話所	占用面積1平方メートル	年額1,190円
標識	1基	年額940円
通路又は通路橋	占用面積1平方メートル	年額970円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	占用面積1平方メートル	月額230円
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個	年額600円

- 備考 1 占用の面積又は延長で、1平方メートル若しくは1メートル未満であるもの又は1平方メートル若しくは1メートル未満の端数のあるものは、当該面積若しくは延長又は端数をそれぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 2 計算単位当たりの占用料を年額で定めたもので、占用期間が1年未満のもの又は占用期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

- 3 計算単位当たりの占用料を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

別表第4 (第19条関係)

区分	計算単位	計算単位当たりの広告出展料
行商又は宣伝活動	1人	月額860円
露店	1箇所	月額860円
貸しござ業	1箇所	月額860円
貸しボート	1隻	月額80円
貸しブイ店舗	1箇所	月額860円
自転車預かり業	広告出展許可面積 1平方メートル	月額260円
業として行う写真の撮影	撮影者1人	月額860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき1,740円
興行	広告出展許可面積 1平方メートル	日額20円
競技会、展示会その他これらに類する催しのための広告出展	広告出展許可面積 1平方メートル	日額20円
広告(可動式で、設置期間が1月以内のものに限る。)	表示面積1平方メートル	日額300円

- 備考 1 広告出展許可面積又は表示面積で、1平方メートル未満であるもの又は1平方メートル未満の端数のあるものは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 計算単位当たりの広告出展料を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。
- 3 計算単位当たりの広告出展料を時間で定めたもので、広告出展許可の時間が1時間未満のもの又は広告出展許可の時間に1時間未満の端数のあるものは、当該時間又は端数を1時間として計算する。

別表第5 (第20条、第24条関係)

1 高知公園

(1) 高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門

区分	単位	利用料
大人	1人1回	390円

(2) 駐車場

区分	利用料		
	基本利用料(最初の1時間まで)	超過利用料(超過時間30分までごとに)	夜間利用料(観光バスに限る。)
バス	530円	210円	2,960円
乗用自動車	340円	100円	—

2 室戸広域公園

(1) 野球場

区分	入場料を徴収する場合	利用料			
		基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ	29,580円	35,500円	59,170円	10,920円
	アマチュアスポーツ以外のもの	176,900円	212,220円	353,730円	64,970円
アマチュアスポーツ以外のもの	児童・生徒	3,270円	3,940円	6,570円	1,210円
		その他の者	6,570円	7,890円	13,150円
	アマチュアスポーツ以外のもの	32,850円	39,450円	65,750円	12,140円

(2) 運動広場

区分	利用料



区分		基本利用料			時間外利用料 (1時間につき)
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,090円	1,290円	2,180円	320円
	その他の者	2,180円	2,600円	4,340円	640円
アマチュアスポーツ以外のもの		10,860円	13,030円	21,740円	3,270円

(3) 雨天練習場

区分		利用料			時間外利用料 (1時間につき)
		基本利用料			
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	390円	470円	790円	140円
	その他の者	790円	950円	1,580円	280円
アマチュアスポーツ以外のもの		3,930円	4,710円	7,850円	1,390円

(4) 屋根付き多目的広場

区分		利用料			時間外利用料 (1時間につき)
		基本利用料			
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,290円	1,550円	2,580円	450円
	その他の者	2,580円	3,090円	5,150円	910円
アマチュアスポーツ以外のもの		12,860円	15,430円	25,720円	4,510円

(5) 附属設備

区分	単位	利用料

野球場スコアボード	1時間	260円
シャワー	1人1回	96円
屋根付き多目的広場照明設備	1時間	1,200円

3 野市総合公園  
のいち動物公園

区分	利用料	
	1人1回	1人年額
大人	430円	1,430円

4 春野総合運動公園  
(1) 野球場

区分		利用料				
		基本利用料			時間外利用料 (1時間につき)	
		午前	午後	全日		
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	30,760円	36,920円	61,530円	11,360円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	183,970円	220,710円	367,860円	67,570円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	3,400円	4,090円	6,820円	1,260円
		その他の者	6,820円	8,200円	13,670円	2,520円
	アマチュアスポーツ以外のもの	34,170円	41,020円	68,380円	12,620円	

(2) ソフトボール場

区分		利用料			時間外利用料 (1時間につき)
		基本利用料			
		午前	午後	全日	

入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		12,920円	15,560円	25,980円	4,510円
	アマチュアスポーツ以外のもの		77,570円	93,080円	155,140円	27,520円
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,350円	1,680円	2,840円	490円
		その他の者	2,840円	3,460円	5,770円	1,000円
	アマチュアスポーツ以外のもの		14,410円	17,340円	28,910円	5,040円

(3) 運動広場

ア 運動広場A、運動広場B及び運動広場D

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
			午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	2,250円	2,670円	4,520円	650円
		半面	1,130円	1,340円	2,260円	330円
	その他の者	全面	4,520円	5,410円	9,010円	1,340円
		半面	2,260円	2,710円	4,510円	670円
アマチュアスポーツ以外のもの		全面	22,590円	27,110円	45,200円	6,800円
		半面	11,300円	13,560円	22,600円	3,400円

イ 運動広場C

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
			午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒		1,130円	1,340円	2,260円	330円

	その他の者	2,260円	2,710円	4,510円	670円
アマチュアスポーツ以外のもの		11,300円	13,560円	22,600円	3,400円

(4) 多目的広場

ア 芝生広場

(ア) 専用の場合

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,660円	1,990円	3,330円	460円
	その他の者	3,330円	3,990円	6,650円	990円
アマチュアスポーツ以外のもの		16,680円	20,000円	33,370円	4,990円

(イ) 共用の場合（パークゴルフ場（広場コース）の利用を含む。）

区分	利用料（1人1日につき）
児童・生徒	121円
その他の者	240円

イ パークゴルフ場（林間コースに限る。）

区分	利用料	
	1人1日	1人年額
児童・生徒	121円	4,770円
その他の者	240円	4,770円

(5) テニスコート

区分	単位	利用料（1時間につき）
児童・生徒	1面	220円

その他の者	1面	450円
-------	----	------

(6) 体育館

区分				利用料				
				基本利用料			時間外利用料 (1時間につき)	
				午前	午後	全日		
大アリーナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		全面	23,140円	34,710円	50,910円	6,940円
		アマチュアスポーツ以外のもの		全面	307,400円	464,550円	683,160円	92,890円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	5,770円	8,660円	12,720円	2,160円
				片面	3,460円	5,190円	7,620円	1,030円
			1/3面	2,310円	3,460円	5,080円	680円	
		その他の者	全面	11,570円	17,340円	25,450円	4,310円	
			片面	6,940円	10,400円	15,270円	2,070円	
			1/3面	4,620円	6,940円	10,180円	1,370円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	57,860円	86,770円	124,750円	17,340円		
		片面	34,710円	52,060円	76,370円	10,400円		
		1/3面	23,140円	34,710円	50,910円	6,940円		
	小アリーナ	児童・生徒			1,440円	2,190円	3,170円	450円
その他の者			2,890円	4,390円	6,360円	910円		
トレーニング室	児童・生徒			1人1日につき110円				
	その他の者			1人1日につき220円				

(7) 球技場

区分		利用料				
		基本利用料			時間外利用料 (1時間につき)	
		午前	午後	全日		
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		23,650円	28,400円	47,340円	8,030円
	アマチュアスポーツ以外のもの		141,440円	169,670円	282,770円	50,050円
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	2,610円	3,150円	5,260円	880円
		その他の者	5,260円	6,310円	10,520円	1,780円
	アマチュアスポーツ以外のもの		26,300円	31,560円	52,600円	8,930円

(8) 陸上競技場  
ア 専用の場合

区分				利用料				
				基本利用料			時間外利用料 (1時間につき)	
				午前	午後	全日		
主競技場	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		全面	64,510円	77,400円	128,990円	19,120円
		アマチュアスポーツ以外のもの		全面	385,370円	462,450円	770,750円	113,300円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	7,210円	8,600円	14,320円	2,170円
			その他の者	全面	14,320円	17,200円	28,650円	4,250円
アマチュアスポーツ以外のもの		全面	71,670円	86,000円	143,320円	21,250円		

補助競技場	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		全面	20,820円	24,990円	41,650円	6,230円
		アマチュアスポーツ以外のもの		全面	123,920円	148,640円	247,730円	36,430円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	2,310円	2,760円	4,620円	680円
				半面	1,150円	1,370円	2,310円	330円
		その他の者	全面	4,620円	5,540円	9,250円	1,370円	
			半面	2,310円	2,760円	4,620円	680円	
	アマチュアスポーツ以外のもの		全面	23,140円	27,770円	46,280円	6,940円	
			半面	11,570円	13,880円	23,140円	3,460円	
雨天走路	児童・生徒				1,450円	1,720円	2,890円	450円
	その他の者				2,890円	3,460円	5,770円	910円

イ 共用の場合

区分		利用料 (1人1日につき)	
主競技場、補助競技場及び雨天走路	児童・生徒	60円	
	その他の者	160円	
トレーニング室	児童・生徒	110円	
	その他の者	220円	

(9) 水泳場

ア 専用の場合

区分	利用料			
	基本利用料			時間外利用料 (1時間につき)
	午前	午後	全日	

50メートルプール	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		42,590円	51,120円	85,210円	15,140円
		アマチュアスポーツ以外のもの		254,030円	304,790円	507,990円	90,080円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	4,720円	5,680円	9,460円	1,680円
			その他の者	9,460円	11,360円	18,930円	3,360円
アマチュアスポーツ以外のもの		47,340円	56,800円	94,680円	16,830円		
25メートルプール (冷水期間)	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		37,870円	45,440円	75,740円	14,190円
		アマチュアスポーツ以外のもの		225,210円	270,260円	450,430円	80,070円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	4,200円	5,040円	8,410円	1,560円
			その他の者	8,410円	10,090円	16,830円	3,150円
アマチュアスポーツ以外のもの		42,080円	50,490円	84,160円	15,780円		
25メートルプール (温水期間)	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		56,800円	68,160円	113,610円	20,820円
		アマチュアスポーツ以外のもの		339,120円	406,890円	678,160円	120,120円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	6,310円	7,570円	12,620円	2,310円
			その他の者	12,620円	15,140円	25,240円	4,620円
アマチュアスポーツ以外のもの		63,120円	75,740円	126,240円	23,140円		

飛び込みプール	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		28,400円	34,080円	56,800円	10,400円
		アマチュアスポーツ以外のもの		168,960円	202,690円	337,820円	60,050円
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	3,150円	3,780円	6,310円	1,150円	
		その他の者	6,310円	7,570円	12,620円	2,310円	
	アマチュアスポーツ以外のもの		31,560円	37,870円	63,120円	11,570円	

イ コース貸しの場合

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
		午前	午後	全日	
50メートルプール又は25メートルプール（冷水期間）	児童・生徒	1,050円	1,260円	2,100円	360円
	その他の者	2,100円	2,520円	4,200円	730円
25メートルプール（温水期間）	児童・生徒	1,560円	1,890円	3,150円	570円
	その他の者	3,150円	3,780円	6,310円	1,150円

ウ 共用の場合

区分		利用料	
		1人1日	回数券（11枚）
50メートルプール、25メートルプール（冷水期間）及び飛び込みプール	児童	48円	480円
	生徒	96円	960円
	その他の者	143円	1,430円
25メートルプール（温水期	児童	96円	960円

間)	生徒	210円	2,100円
	その他の者	296円	2,960円

(10) 屋内運動場

区分		利用料					
		基本利用料			時間外利用料（1時間につき）		
		午前	午後	全日			
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	全面	66,270円	79,530円	132,550円	23,420円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	397,880円	477,460円	795,760円	140,130円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	7,360円	8,830円	14,720円	2,590円
		半面	3,670円	4,410円	7,360円	1,290円	
	その他の者	全面	14,720円	17,670円	29,450円	5,190円	
		半面	7,360円	8,830円	14,720円	2,590円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	73,640円	88,340円	147,280円	26,030円	
		半面	36,820円	44,180円	73,640円	13,020円	

(11) 射撃場  
ア 専用の場合

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
		午前	午後	全日	
全射座	児童・生徒	5,250円	6,300円	10,500円	1,850円
	その他の者	10,500円	12,600円	21,000円	3,710円

スモールボアライフル射座 又はエアライフル射座	生徒	2,620円	3,150円	5,250円	930円
	その他の者	5,250円	6,300円	10,500円	1,850円
ビームライフル射座	児童・生徒	870円	1,040円	1,750円	310円
	その他の者	1,750円	2,100円	3,500円	610円

イ 共用の場合

区分		利用料（1人1日につき）			
スモールボアライフル射座 及びエアライフル射座	生徒	310円			
	その他の者	610円			
ビームライフル射座	児童・生徒	150円			
	その他の者	300円			

(12) アーチェリー場

区分	利用料（1人1日につき）
児童・生徒	100円
その他の者	210円

(13) 相撲場  
ア 本土俵

区分		利用料				
		基本利用料			時間外利用料（1時間につき）	
		午前	午後	全日		
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	13,560円	16,280円	27,120円	4,520円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	75,350円	90,430円	150,720円	25,110円	
入場料を徴収しない場	アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,500円	1,810円	3,010円	490円

合	その他の者	3,010円	3,610円	6,020円	1,000円
	アマチュアスポーツ以外のもの	15,070円	18,080円	30,140円	5,010円

イ 練習土俵

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
		午前	午後	全日	
児童・生徒	全面	750円	900円	1,500円	240円
	1/3面	240円	300円	490円	100円
その他の者	全面	1,500円	1,810円	3,010円	490円
	1/3面	490円	610円	1,000円	200円

(14) 会議室

区分	単位	利用料
大会議室	1時間	680円
小会議室	1時間	450円

(15) 附属設備

区分	単位	利用料
野球場スコアボード	1時間	270円
ソフトボール場スコアボード	1時間	130円
屋内投球練習場	1時間	270円
控室	1時間	570円
シャワー（水泳場を除く。）	1人1回	96円
陸上競技大会用器具	1式1日	6,890円

水泳競技大会用器具			1 式 1 日	2,310円
ピッチングマシン	児童・生徒		1 台午前	270円
			1 台午後	330円
			1 台 1 日	550円
	その他の者		1 台午前	550円
			1 台午後	650円
			1 台 1 日	1,100円
放送設備	大型映像装置	アマチュアスポーツ	1 時間	4,270円
		アマチュアスポーツ以外のもの	1 時間	32,980円
	体育館大アリーナ、陸上競技場の主競技場又は水泳場の大放送設備		1 時間	550円
	体育館小アリーナの小放送設備		1 時間	330円
照明設備	運動広場A	一般競技用	全面 1 時間	1,310円
			半面 1 時間	890円
		レクリエーション用	全面 1 時間	760円
			半面 1 時間	470円
	テニスコート		1 面 1 時間	500円
	体育館	大アリーナ	1 スポット 1 時間	810円
小アリーナ		1 スポット 1 時間	500円	
陸上競技場	1/2を超える点灯	アマチュアスポーツ	1 時間	3,780円

		アマチュアスポーツ以外のもの	1 時間	41,520円
1/3を超え1/2以下の点灯		アマチュアスポーツ	1 時間	5,050円
		アマチュアスポーツ以外のもの	1 時間	42,790円
	1/6を超え1/3以下の点灯	アマチュアスポーツ	1 時間	3,780円
アマチュアスポーツ以外のもの		1 時間	41,520円	
1/6以下の点灯			1 時間	2,140円
大屋根のみの全部の点灯			1 時間	1,360円
大屋根のみの1/6の点灯			1 時間	210円
水泳場（25メートルプール）	専用の場合		1 時間	810円
	コース貸しの場合		1 コース 1 時間	210円
相撲場	土俵屋形		1 時間	150円
	上屋		1 スポット 1 時間	690円
屋内運動場			1 スポット 1 時間	1,150円
冷暖房設備			1 設備 1 時間	210円

5 土佐西南大規模公園  
(1) 集会所

区分	利用料			
	基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
	午前	午後	全日	

ホール	営利又は営業の宣伝を目的としない場合	児童・生徒	ホール全面	2,770円	3,900円	6,140円	840円
			ホールのうちフロア	2,500円	3,500円	5,510円	770円
			ホールのうちステージ	830円	1,160円	1,840円	270円
		その他の者	ホール全面	5,560円	7,790円	12,300円	1,680円
			ホールのうちフロア	5,010円	7,020円	11,020円	1,540円
			ホールのうちステージ	1,670円	2,330円	3,670円	550円
	営利又は営業の宣伝を目的とする場合	ホール全面	28,820円	40,630円	64,060円	8,700円	
		ホールのうちフロア	25,720円	36,230円	57,050円	7,900円	
		ホールのうちステージ	8,600円	12,110円	19,010円	2,600円	
集会室			1時間につき550円				

(2) 球技場

区分			利用料				
			基本利用料			時間外利用料 (1時間につき)	
			午前	午後	全日		
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	全面	21,340円	25,550円	42,590円	7,570円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	122,610円	147,140円	245,230円	42,530円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	2,400円	2,840円	4,720円	840円
			1/3面	840円	930円	1,560円	300円

	その他の者	全面	4,720円	5,680円	9,460円	1,680円
		1/3面	1,560円	1,890円	3,150円	630円
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	23,650円	28,400円	47,340円	8,410円
		1/3面	7,870円	9,460円	15,780円	2,840円

(3) テニスコート

区分	単位	利用料 (1時間につき)
児童・生徒	1面	220円
その他の者	1面	450円

(4) オートキャンプ場

区分		単位	利用料
宿泊利用	テントサイト	1区画1回	5,240円
	テンガローサイト	1区画1回	6,670円
	キャビンサイト	1区画1回	14,290円
一時利用	テントサイト	1区画1回	2,860円
シャワー		1回	190円
洗濯機		1回	281円
乾燥機		1回	190円
電源設備		1回	720円
キャンプ用品その他の備品		1個1日	1,430円

(5) 多目的棟

利用料				
基本利用料			時間外利用料 (1時間につき)	宿泊利用
午前	午後	全日		



			き)	
1,910円	2,390円	3,810円	580円	14,290円（16人以上（42人までに限る。）の団体で利用する場合にあっては、14,290円に当該団体の人数から15を減じた数に960円を乗じて得た額を加算した額）

(6) 体育館

区分				利用料				
				基本利用料			時間外利用料（1時間につき）	
				午前	午後	全日		
アリーナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		全面	29,430円	35,270円	58,780円	10,450円
		アマチュアスポーツ以外のもの		全面	163,290円	195,940円	326,580円	57,770円
アリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	3,310円	3,920円	6,530円	1,210円
				片面	1,700円	2,000円	3,310円	610円
				1/3面	1,100円	1,300円	2,210円	400円
		その他の者	全面	6,530円	7,840円	13,060円	2,300円	
			片面	3,310円	3,920円	6,530円	1,210円	
			1/3面	2,210円	2,610円	4,410円	800円	
		アマチュアスポーツ以外のもの	全面	32,660円	39,180円	65,310円	11,560円	
			片面	16,370円	19,590円	32,660円	5,820円	
1/3面	10,960円		13,060円	21,800円	3,920円			
トレーニング室	生徒		1人1日につき70円					
	その他の者		1人1日につき150円					

(7) 運動広場

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	970円	1,160円	1,930円	340円
	その他の者	1,930円	2,320円	3,860円	680円
アマチュアスポーツ以外のもの		9,670円	11,600円	19,330円	3,390円

(8) 大方地区キャンプ場

区分		単位	利用料
テントサイト	宿泊利用	1区画1回	480円
	一時利用	1区画1回	240円

(9) 多目的芝生広場

- ア 陸上競技場
- (ア) 専用の場合

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
			午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	1,860円	2,230円	3,720円	670円
		片面	940円	1,120円	1,860円	340円
	その他の者	全面	3,720円	4,460円	7,430円	1,340円
		片面	1,860円	2,230円	3,720円	670円
アマチュアスポーツ以外のもの		全面	18,580円	22,290円	37,150円	6,670円

	半面	9,340円	11,150円	18,580円	3,340円
--	----	--------	---------	---------	--------

(イ) 共用の場合

区分	利用料（1人1日につき）
児童・生徒	60円
その他の者	160円

イ パークゴルフ場

区分	利用料	
	1人1日	1人年額
児童・生徒	240円	9,530円
その他の者	480円	9,530円

(10) 会議室

区分	単位	利用料
大会議室	1時間	300円
小会議室	1時間	170円

(11) 附属設備

区分		単位	利用料
シャワー		1回	96円
集会所ホールの大放送設備		1時間	550円
パークゴルフ場の貸しクラブ及びボール		1式1日	100円
照明設備	集会所のホールのステージ	1時間	350円
	体育館	1スポット1時間	640円
	テニスコート	1面1時間	480円

冷暖房設備	集会所のホール	1時間	2,310円
	多目的棟	1時間	240円
	会議室	1時間	150円

- 備考
- 1 計算単位を時間で定めたもので、利用の時間が1時間未満であるとき又は利用の時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用の時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。
  - 2 1の(1)の表の規定にかかわらず、20人以上の団体の入場者に係る1回の利用料の額は、同表に規定する利用料の額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。
  - 3 1の(2)の表において、「夜間利用料」とは午後6時30分から翌日の午前7時30分までの間の利用料を、「バス」とは乗車定員11人以上の自動車、「乗用自動車」とはバスを除く四輪の乗用自動車（ライトバン及びピックアップを含む。）をいう。
  - 4 3の表の規定にかかわらず、20人以上の団体の入園者に係る1回の利用料の額は、同表に規定する利用料の額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。
  - 5 1の(1)及び3の表において、「大人」とは、18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）をいう。
  - 6 4の(15)の表において、陸上競技場の照明設備を2分の1を超えて点灯する場合は、発電機を利用者自らが仮設するものとする。
  - 7 5の(4)及び(8)の表において、「宿泊利用」とは午後3時から翌日の午後1時までの間の利用を、「一時利用」とは午前10時から午後4時までの間の利用をいう。ただし、連続して宿泊利用をする場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午後1時から午後3時までの間の利用料は、徴収しない。
  - 8 5の(5)の表において、「宿泊利用」とは、午後3時から翌日の午前11時までの間の利用をいう。ただし、連続して宿泊利用をする場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午前11時から午後3時までの間の利用料は、徴収しない。
  - 9 5の(4)の表において、「電源設備」の「1回」とは、テントサイト1区画の宿泊利用若しくは一時利用又はテングローサイト1区画の宿泊利用のそれぞれの1回をいう。
  - 10 4の(4)のイの(イ)及び(4)のイ並びに5の(9)のイの表の規定にかかわらず、20人以上の団体の利用者に係るその他の者の1人1日の利用料の額は、それぞれの表に規定する利用料の額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。
  - 11 2の(1)から(4)まで、4の(1)から(4)のイの(ア)まで、(6)から(8)のイまで、(9)のイ及びイ、(10)、(11)のイ並びに(13)のイ及びイ並びに5の(1)、(2)、(5)から(7)まで及び(9)のイの(ア)の表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間をいい、2の(1)から(4)まで、4の(1)から(13)まで及び(15)並びに5の(1)から(3)まで、(6)、(7)及び(9)の表において、「児童」とは小学校の児童、幼稚園の幼児その他これらに準ずる

者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者を、「その他の者」とは児童及び生徒以外の者をいう。

- 12 室戸広域公園の野球場、運動広場、雨天練習場若しくは屋根付き多目的広場、春野総合運動公園の野球場、ソフトボール場、運動広場、多目的広場の芝生広場（共用の場合を除く。）、体育館（トレーニング室を除く。）、球技場、陸上競技場（共用の場合を除く。）、水泳場（共用の場合を除く。）、屋内運動場、射撃場（共用の場合を除く。）若しくは相撲場又は土佐西南大規模公園の集会所（集会室を除く。）、球技場、多目的棟、体育館（トレーニング室を除く。）、運動広場若しくは多目的芝生広場の陸上競技場（共用の場合を除く。）を時間単位で利用する場合の利用料の額は、2の(1)から(4)まで、4の(1)から(4)のアの(ア)まで、(6)から(8)の(ア)まで、(9)の(ア)若しくはイ、(10)、(11)の(ア)若しくは(13)の(ア)若しくはイ又は5の(1)、(2)、(5)から(7)まで若しくは(9)の(ア)の(ア)の表に規定するそれぞれの区分の時間外利用料の額に利用時間相当数（利用の時間が1時間未満であるとき又は利用の時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用の時間又は当該端数を1時間として計算した時間数をいう。）を乗じて得た額とする。
- 13 特定公園施設の利用について放送設備、照明設備、冷暖房設備、電源設備その他の設備を利用する場合又は通常以上に電力を消費する場合は、各施設の利用料の額に当該設備の利用料の額又は規則で定める利用料の額を加算した額とする。

別表第6備考中「利用料金」を「利用料金」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立都市公園条例の規定により納付すべき使用料、占用料及び広告出展料については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第87号

##### 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項の表中「348床」を「270床」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年3月30日から施行する。

~~~~~  
高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第88号

##### 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例

高知県営病院事業料金徴収条例（昭和32年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表病室使用料の項中

高知県立 あき総合 病院	特 室 A	1日につき 7,250円 （消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合（以下この表において「助産に係る場合」という。）は、1日につき6,900円）
	特 室 B	1日につき 5,570円 （助産に係る場合は、1日につき5,300円）
	特 室 C	1日につき 4,830円 （助産に係る場合は、1日につき4,600円）

を

高知県立 あき総合	特 室 A	1日につき 4,940円 （消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の
--------------	-------	--

病院		譲渡等に該当する場合（以下この表において「助産に係る場合」という。）は、1日につき4,700円
	特 室 B	1日につき (助産に係る場合は、1日につき4,500円) 4,730円

に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成26年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県営病院事業料金徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の病室の使用について適用し、同日前の病室の使用については、なお従前の例による。



高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第89号**

**高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例**

高知県営病院事業料金徴収条例（昭和32年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「又は基準」を削り、「定めるところにより算定した額」を「定めるところにより算定した額（文書料及び病室使用料にあっては、同法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合を除き、当該算定した額と当該算定した額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に同条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額とする。）」に改める。

別表を次のように改める。

**別表（第2条関係）**

種類		金額	
文書料	診断書	1通につき2,100円	
	死亡診断書	1通につき3,400円	
	死産診断書		
	恩給、年金等に関する診断書	1通につき5,100円	
	自動車損害賠償責任保険に関する診断書		
	自動車損害賠償責任保険以外の各種保険に関する診断書		
	死体検案書	1通につき6,700円	
	死胎検案書		
	病歴書	1通につき2,600円	
	診療録写し		
自動車損害賠償責任保険に関する診療報酬請求明細書	1通につき4,400円		
その他の証明書	1通につき1,300円		
病室使用料	高知県立あき総合病院	特室A	1日につき4,700円
		特室B	1日につき4,500円
	高知県立幡多けんみん病院	特室	1日につき3,800円
分べん介助料	産科医療補償制度の掛金負担の対象となる分べん	1件につき121,200円（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日、土曜日、1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで並びにこれらの日を除く日の午前零時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後12時までの間の場合（以下この表において「休日等の場合」	

	という。)にあつては、1件につき141,800円)
産科医療補償制度の掛金負担の対象とならない分べん	1件につき91,200円(休日等の場合にあつては、1件につき111,800円)
その他の給付に係る料金	原価計算を基礎として管理者が定める額

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県営病院事業料金徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の文書の作成及び病室の使用について適用し、同日前の文書の作成及び病室の使用については、なお従前の例による。

~~~~~

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第90号****公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員を」を「職員(55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。)を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第27条の3第1項第5号中「財団法人日本教育公務員弘済会高知支部」を「公益財団法人日本教育公務員弘済会高知支部」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第97号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「相当する」を「相当する額から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が5,000円を超えるときは、5,000円とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、同年4月1日以降にあつては5,000円に平成26年4月1日から給料を支給する日までの期間の年数(その期間に1年未満の端数があるときは、当該端数を1年とする。)に相当する数を乗じて得た額(当該額がその差額に相当する額を超えるときは、当該差額に相当する額とする。)をそれぞれ減じた」に改める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第91号****高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例**

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例（昭和25年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県社会教育委員条例**

第1条に見出しとして「（設置等）」を付し、同条中「社会教育法」を「この条例は、社会教育法」に、「第15条の規定により、」を「第15条第1項の規定に基づき」に、「以下社会教育委員」を「以下「委員」」に、「置く」を「置くとともに、同法第18条の規定により委員の委嘱の基準、定数及び任期その他委員に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（委嘱の基準）

**第2条** 委員の委嘱の基準は、次に掲げる者のうちから委嘱することとする。

- (1) 学校教育又は社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者

（定数等）

**第3条** 委員の定数は、20人以内とする。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、5人以内の臨時の委員を置くことができる。

（任期等）

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 高知県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

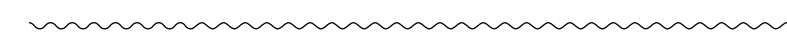
本則に次の1条を加える。

（委任）

**第5条** この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第92号**

**高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例**

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中

名 称	位 置	管 轄 区 域
高知県高知警察	高知市北	高知市（高知南警察署、南国警察署及び土佐警察署

署	本町一丁目	の管轄区域を除く。）
高知県高知南警察署	高知市棧橋通四丁目	高知市のうち 池 十津一丁目 十津二丁目 十津三丁目 十津四丁目 十津五丁目 十津六丁目 仁井田 種崎 鏡川の右岸側の区域又は浦戸湾以西の区域（土佐警察署の管轄区域を除く。）

を「

名称	位置	管轄区域
高知県高知警察署	高知市北本町一丁目	高知市のうち 鏡大河内 鏡小浜 鏡大利 鏡今井 鏡草峰 鏡白岩 鏡狩山 鏡吉原 鏡的渕 鏡去坂 鏡竹奈路 鏡敷ノ山 鏡柿ノ又 鏡横矢 鏡増原 鏡葛山 鏡梅ノ木 鏡小山 鏡川の右岸側の区域又は浦戸湾以西の区域以外の区域（高知東警察署の管轄区域を除く。）
高知県高知南警察署	高知市棧橋通四丁目	高知市のうち 鏡川の右岸側の区域又は浦戸湾以西の区域（高知警察署及び高知東警察署の管轄区域を除く。）
高知県高知東警察署	高知市大津	高知市のうち 土佐山菖蒲 土佐山西川 土佐山梶谷 土佐山 土佐山高川 土佐山桑尾 土佐山都網 土佐山弘瀬 土佐山東川 土佐山中切 布師田 一宮 薊野 重倉 久礼野 薊野西町一丁目 薊野西町二丁目 薊野西町三丁目 薊野北町一丁目 薊野北町二丁目 薊野北町三丁目 薊野北町四丁目 薊野東町 薊野中町 薊野南町 一宮西町一丁目 一宮西町二丁目 一宮西町三丁目 一宮西町四丁目 一宮しなね一丁目 一宮しなね二丁目 一宮南町一丁目 一宮南町二丁目 一宮中町一丁目 一宮中町二丁目 一宮中町三丁目 一宮東町一丁目 一宮東町二丁目 一宮東町三丁目 一宮東町四丁目 一宮東町五丁目 一宮徳谷 国分川の左岸側の区域又は浦戸湾以東の区域 長岡郡 土佐郡

に、

高知県南国警察署	南国市大楠	南国市 高知市のうち 大津 介良 潮見台一丁目 潮見台二丁目 潮見台三丁目
----------	-------	--

高知県香美警察署	香美市土佐山田町	香美市 長岡郡大豊町のうち 角茂谷 戸手野 馬瀬 北川 久寿軒
高知県本山警察署	長岡郡本山町	長岡郡（香美警察署の管轄区域を除く。） 土佐郡
高知県の警察署	吾川郡いの町	高岡郡のうち 日高村 吾川郡のうち いの町
高知県土佐警察署	土佐市高岡町	土佐市 高知市のうち 春野町弘岡上 春野町弘岡中 春野町弘岡下 春野町西畑 春野町仁ノ 春野町森山

を「

高知県南国警察署	南国市大埞	南国市
高知県香美警察署	香美市土佐山田町	香美市
高知県土佐警察署	土佐市高岡町	土佐市 吾川郡のうち いの町 高岡郡のうち 日高村

に改める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第93号**

**警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

**第1条** 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「職員を」を「職員（55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定す

るものとする。

第26条の3第1項第3号及び第4号中「財団法人高知県警察義会」を「一般財団法人高知県警察義会」に改める。

（警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第2条** 警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第98号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「相当する」を「相当する額から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあってはその差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、同年4月1日以降にあっては5,000円に平成26年4月1日から給料を支給する日までの期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、当該端数を1年とする。）に相当する数を乗じて得た額（当該額がその差額に相当する額を超えるときは、当該差額に相当する額とする。）をそれぞれ減じた」に改める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高知県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第94号**

**高知県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例**

高知県留置施設視察委員会条例（平成19年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第6項の規定により」を「第21条第4項の規定に基づき」に、「（という。）」を「（という。）の委員の定数及び任期その他委員会」に改める。

第2条第2項中「委員が」を「委員の任期は、1年とする。ただし、委員が」に改める。

第3条第2項中「総理する」を「総理し、委員会を代表する」に改め、同条第3項中「事故がある」を「事故があるとき又は委員長が欠けた」に改める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。